

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン改定 WG 会合

2013 年度第 5 回（通算第 8 回）

日時：2013 年 9 月 5 日（木）15：00～16：45

場所：ジェットロ本部 6 階 H 会議室

佐々木主幹：

今日は、松本さん、ご欠席です。それから柳先生、遅れていらっしゃるという連絡がありましたので、このメンバーでとりあえず始めたいと思います。

次第のほうですけども、まず、前回修正部分の確認からやるということで、よろしいでしょうか。

村山座長：

はい。

佐々木主幹：

じゃあ、作本さん、よろしくお願いします。

作本審査役（総務部環境社会配慮審査役）：

申し訳ありません。冒頭でちょっと長くなるかわかりませんが、前回 7 月 19 日ですけど、ワーキンググループを踏まえまして、どのような事項を訂正させていただいたかということで、2 回分、渡っているかと思えます。ちょっとカラーのガイドラインですけども、これの 9 ページからお願いいたします。第Ⅲ部からなんですけど、第Ⅲ部についても、6 月の 7 日のワーキンググループぐらいから、もうすでに入りかけてるところでありますけど、まず一番目。第Ⅲ部のこの「案件形成等」という「等」を、ここで 7 月 19 日ですか、前回のワーキンググループで加えさせていただきましたので、こういう名称でこの事業全体を呼ぶということで。これ、後にも関わってくるんですけど、要は案件形成事業、狭い意味での案件形成の事業と、それ以外の事業は、これに入ってくるという 2 つの分け方のものさしになります。

ちょっとずっと 6 月のが続きますから少し飛んでいただいて、10 ページになります。次の裏側のページですけども、「スクリーニング」というところ、ありますが、この 10 ページの一番右上のコメントになりますが、これ、ちょっと、7 月 19 と書いてありますけど、

これ、スクリーニングの段階で、「調査案件の対象事業を環境社会影響があり得る」というふうに変えたということで、「あると考えられる」から、「あり得る」、可能性を含めた、というふうに変えましたんで、それをここに修正させていただきました。

ずっと下りてきますかね。それとあと、次の②番。「進捗状況」。これについては、もう長い間、議論、ずっと重ねてきてる内容でありますけど、このようにガイドラインの中で、文書で、大まかに入れようというようなことで、話になったかと思います。ここで書かれてる文書は、この②番のとおりでありますけど、このような文章を挿入すると。あと、「小差の質の向上が目的であるために」ところで、修文を一部行いつつ、あとは、ガイドラインでは、進捗に係る判断基準、区別の有無、区別の効果、そういうようなことについては、この文中では触れませんというようなことが、この表現の裏側の約束としては、合意としてできたものと思います。そういうことで、この「進捗状況」の表記は、この②番。

ずっと下りてきてまして、ごめんなさい。6月28日のコメントの41番……。41番は6月、ごめんなさい。このページは、もうこれで終わります。

11ページの上からでございます。コメントの42番からでありますけれども、「事業予定地あるいは被影響地域」ということで、この「事業予定地」という言葉を入れるかどうかということで、数回議論してましたけども、「被影響地域」だけでは特定が難しいので、「事業予定地」を入れていただければというような、そういうことで提案したわけありますけども。ただ、ここでちょっと私、作本と書いてありますけど、要するに事務局サイドでありますけども、「事業予定地が明白」、「被影響地域が明確」——明確ですか。明確の基準が全く示されてないんで、「明確」というのは、どういうものさしでもって明確というのかということが、なかなかわかりづらいということがあります。

あともう一つ、「このために」という、上から4行目ですか。こういうところがありましたけども、これは原科先生から、ここで「特に」という前の文章の冒頭のこれを受けて「このために」とつながるんで、「このために」は残したい、というようなことが、話としてありました。

コメントがだんだん、文章、短くなってまして、後ろのガイドラインの末尾に、こういうかたちでくっついておりますんで、もし読みづらいようでしたら、切り離していただいて、番号を追いながら見ていただければと思います。

今の43番、ちょっと係りますけれども、これは6月のことで、ちょっと飛ばします。申し訳ありません。43番、飛ばさせていただいて、44番。これは先ほど「このために」ということで、45番。これは「公募提案要領の中で」という言葉と、「環境社会配慮面については」という言葉が、ここであつたんですけども、これは「支援を」というような、「審査の支援を行う」という、こういう言葉を付け加えることで、前二者については削除。「支援」という言葉を、審査自体をやってるわけじゃありませんので、そういう言葉でこの文章を修文するというか、修正するということになりました。これは45番ですね。

46番。46番は(3)の一番最後の文章になるかと思うんですけども、新規で文章を追加

ということになっております。ごめんなさい。小さいのが、ちょっと中間にありますね。ごめんなさい。46番。これは短いあれでありますけど、上から3つ目のポチでありますけど、「各案件形成調査実施中」というこの言葉を短くして、単に「各調査実施中」というような言葉で、言葉を短くしたということです。

47番。これは、「適切な対応をとる」、「適切に対応する」。この辺りの表現の議論があったかと思えますけども、その METI のままの、ちょっと若干の意味合いがあるということで、そのまま残すということで、今の段階で置いてあります。

次が49番になりますけれども、49番が、新しく提案された文章を挿入したということがあります。(3)の一番最後の文章になりますけど、上のポチの一番最後の文章になりますけれども、「ジェットロは、その他必要に応じて、適宜、諮問委員会の助言を求めるものとする」という文章の書き方も含めて、ここで議論が出たんですけども、ちょっとこの文章について、ご提案はありがたいと思ってるんですが、その直前の文章との対比でもって、この文章は規程が書かれてるということを考えますと、その前の文章が「次年度以降」ということを前提にして「アドバイスを求める」。それから、こちらの次に出てくるこの文章というのは、次年度以降にとらわれず、アドバイスを求めるというか助言を求めるという、そういう内容かと思われま。あと、字句の細かいところでは、「アドバイス」という言葉と「助言」という言葉が混合してるというか、混ざってる。むしろ、全部検索入れて、ちょっと午前中にやってみたんですが、「アドバイス」というのは、意味は助言と同じかと思うんですけど、若干ここで、あと2カ所で使われておまして、若干広い、個別的なものにとらわれずに、若干広い意味合いというので「アドバイス」という言葉を使ってるという印象がありました。この5ページに登場してる。ただ、この場合には、「アドバイス」と「助言」、これ、違う言葉を2つ並べちゃうと、うまくないんで、言葉の調整をご検討いただければと思います。あと、柳先生の表現だったかと思うんですが、「求めるものとする」と書いてありますが、その(3)の、上から4番目までのポチの、最後の文末は、全部——文末は3つですね、ごめんなさい——「求める」で終わってるんで、ここだけ「求めるものとする」という、強くする意味合いが、特にあるのかどうかという、そういうことをちょっと、修正の最中に気になりました。それが、49番の追加文章についてであります。

次が2番目の「調査の手続き及び方法」ということなんですが、こちらは元の中身の内輪の構成は、3つから成っておりました。ちょっと消えておりますが、「審査・採択段階」という言葉があります。次に、合計3つから訂正されておりました。裏ページ「(2) 契約段階」、3つ目が「調査実施段階」、こんなことになってたんですが、ちょっとこれ、事務局のほうで検討いたしまして、今あえて、ここでまた「審査・採択」という言葉を入れるのが適切なのかどうかということで、ちょっと議論させていただいて、こちらの、ちょっと村上さんのほうには十分な、まだご相談かけてないということで、ご意見を賜りたいと思うんですけども、2つにまとめてみました。これはあくまでも、試しでありますので、修正されても、また、構わないと思います。「調査の準備段階」と、もう一つは「調査の実施段階」。

そういうことで、いわゆる採択、審査、この段階というのは、ジェットロが直接やってるものじゃありませんし、事実上のお手伝いはしてても、それはあくまでも、補助者としてやってるわけでありますから、我々は何らかの権限総体に基づいてやってるというものじゃありません。もちろん契約上も、その取り決めはあるんでしょうけど、そういうことで、「審査・採択段階」と、ここはジェットロが主体になってるかのような表現とは、ちょっと気になったということがあります。むしろ準備前、「調査の準備段階」ぐらいでいいんじゃないか、というようなことで考えました。それに対して準備段階ですから、調査が「実施段階」と、後半のほうは「実施段階」というふうに、前と後ろという時間の流れだけで、おおよそ分けた、ということがあります。もちろん以前、「審査・採択段階」の中に書かれてた項目というのは、もちろん前者の(1)に吸収しております。

これで順番に見ていきますと、一番上のこのパラですか。横線で消してある「調査の提案者は～」と書いてありますが、これはここで削除しようということでしたから、削除しております。

あと、2つ目の文章ですね。「ジェットロ担当部は」という、ありますが、「担当部」という言葉を消して「ジェットロ」。対外的にこの組織が関わるところは、一応、ジェットロということにさせていただきました。例えばジェットロの中で、担当部と、中の関係等を示すところでは、外向けの立場がないところでは、「担当部は」というようなかたちでもって、ここでは使い分けをさせていただいております。これは「提出された」という言葉は「所定の」に私どもで直させていただいたと。

あと、次の行に行きまして、2つ目のポチの2行目でありますけども、「審査」ということは、ここもやっておりませんので、「判断」という言葉で。次の文章をずっと削除して、「必要に応じ」からを残すということで、「海外事務所から情報収集を行う」というようなことで、2つ目のポチは終わりにしてあります。

3つ目のポチは、「担当部は」が出だしでありますけど、これは「審査役に提出し」ということで、内部の関係でありますから「担当部」という名称を使いつつ、審査助言を、「審査」という言葉をやめて「助言」という言葉に置き換えたということです。

次のポチは、この文章全体を、審査に関することですから、削除するということです。

11 ページの一番最後の下の文章は、「公示」というのは、やっぱり何らかの権限があって公示というだろうからということで、「公表」という一般的な用語に置き換えさせていただいた、ということであります。以上が、11 ページに係ることで、12 ページに。

12 ページに入ってきますと、ここで 56 番ですけれども、「提出を求める」という言葉、元の「契約段階」でありましたけども、これ、以前の議論で、「助言」という言葉で、「助言を行う」というようなことになりました。

2つ目のポチも、元の「契約段階」、(2)の部分でありますけども、これも「ジェットロは」ということで、「担当部は」になっておりますけども、これは「ジェットロ」が、主語がいいだろうということで変えております。「提出された計画書は」というのがあるんですけども、

その直前、中間に「案件の委託契約を締結する前に」という、いつの時点かということがここで議論になりまして、いつかということのために、こういう文言、確か議論されたかと思うんですけども。これはもう例えば、こんな調査の実施前、後ということでは、特にここで書き込む必要はないんじゃないかということで、削除させてもらっております。ですけど、事務局の案ですから、これはご検討いただければと思います。

次の、これも「担当部に対し」ということで入れさせてもらいまして、「実施計画書が相応しい」こういう日本語、今、漢字を当てはめて、こういうガイドラインに使うかどうか、ちょっとわかりませんが、「適切な」とか、そういう表現のほうがいいかなと思いつつも、「相応しい事項を含んだものであることの確認に協力し〜」という、こういう文言になっております。

原科委員長：

ちょっとこの場合ね、ちょっとこの表現は。

作本審査役：

ちょっと古風な。きれいな言葉なんですけど、ちょっと。

原科委員長：

ちょっと古文的ですね。

作本審査役：

次の、今度、後半のほうの段階に入りますが、(2)の「調査の実施段階」ということになります。ここで全体構成を変えた、ということの後半部分になるわけですけども、ちょっと下りてきて、1番目のポチは、特にはないかと思えますね。番号はもちろん、ずれることはありますが。2番目のポチも、修正はなかったと。3つ目のポチにつきましては、「調査の実施者は」というのは、「ジェットロは」と。ジェットロが主語で、「調査の実施者に対して必要に応じ、環境配慮を専門とする者を」、「も」を「を」に変えた。で、「派遣し、現地調査を行うことを求める」となったんですけども、これはここでこのように修文されたんですけど、もう一回ちょっと読み直してみますと、やはりちょっと気になるんですね。「ジェットロは、調査の実施者に対し、必要に応じ、環境配慮専門家を派遣し、現地調査を行うことを求める」。必要がなければどうなんだという反対解釈すると、これは「必要に応じ」という言葉が、どうもおかしいんじゃないかと。むしろやっぱり、この環境社会配慮の現場を見てもらわないと話にならないということで、「必要に応じ」という、この私のちょっと気付いたところですけども、むしろこれは、原則として、行ってもらうんだと。環境社会配慮の担当者に行ってもらうんだ、というふうに、ちょっと強めたほうがいいんじゃないかというのが、私のほうの勘であります。これは60番に、コメントの60番に書いてありま

す。

次の文章であります、「事業予定地あるいは」で次の文章があるんですけども、「あるいは被影響地域が明確であると判断される～」この文章、このように変わったわけでありまして。この修正された部分については、削除されても今は特に問題ないかと思うんですが、やはりここでも松本さんから出された、これを改行すると。もともと 3 つ目のポチの文章と——1 字、引っ込んでおりますけども——次のポチの文章は一つの文章だったんですが、前半と後半を分割してもらいたいということで、「事業の予定地あるいは」とかいであるここから、新しいパラに置き換えているわけでありまして。そうすると、これによって、まず前半のポチで使ってた主語が、ちょっと曖昧になってしまっているということがあります。

あともう一つは、この、ちょっと 1 つ引っ込んだポチのほうでありますけど、「このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める」と書いてあるんですけど、この文章は、やはり、はっきりわからなくなるんですね。今の段階は「努力してください」で、わかるんです。あるいは、この文章、このパラ全体の構成から見ると、「明確である場合には、協議の結果を記述する」という、ここはもう、はっきり断定的に書いてあって、わかりやすいかと思うんですけども、「このために、必要に応じて」。記述する場合には「必要に応じて、詳しい個人・団体からの情報収集に努める」ということで、後半は明らかに「調査実施者の主観で判断していいですよ」というようなことになってるんですね。これを今度、例えば進捗度のものさしに使用しようとする場合には、この表現では、やはりうまくないだろうと。後半のほうの「必要に応じて～努める」という、これもちょっと気にはなるんですけども、むしろ本当に、より深化したというか、より深い調査を、本当に頼むつもりがあるのかどうかということ、やはりこのガイドラインの中で、最も強調されてる部分でありますから、これは明らかにできるような文章になってくれたらありがたいという気はいたしております。もう一回いきますが、「このために、必要に応じて～努める」。「このために」まではわかるんですけど、「必要に応じて～努める」では、これはあまりに……。

原科委員長：

どっちかに。「必要に応じて～努める」だったら、「必要に応じて情報収集する」とか、あるいは「必要に応じて」外しちゃって、「～に努める」か、どっちかじゃないかな。2 つ、ダブルというのは変だね。

作本審査役：

どっちか一つでいいんだと思います。「必要に応じて～行う」か、「必要に応じて」を取っちゃって、「努める」か、どっちか一つでいいんじゃないかと。

原科委員長：

「必要に応じて」、いらないかな。

作本審査役：

それで、この文章はおそらく、前半の「結果記述する」ということの並びが整うんじゃないかというふうに、気がいたします。

原科委員長：

「必要に応じて」というのは、少しこれ、弱いですね。

作本審査役：

はい。ちょっとそれが、ちょっとこちらから気付いた部分です。

次の12ページの一番下の、この「調査報告書の精査段階」というのが、この流れで番号が一つずれてきますが、この内容についての修正は、前回ありませんでした。

13ページの上から2段目であります、(4)「調査報告書の公開」。これについてはもう、字句を訂正していただいているということで、「ジェットロビジネスライブラリーに配架する」、となっていたんですが、「ジェットロビジネスライブラリーへの配架」。いわゆる物理的に動かしたという意味で、これをやれば十分ですよというジェトロのライブラリーへの配架というよりは、むしろ物理的にこういう手段ですよというかたちでの、絵を追加させていただきました。これは事務局でやったものですけども、そういうことで、前回の修正というか、意見を反映させていただきましたけども、ご意見があれば、ぜひよろしく願います。

村山座長：

ありがとうございます。それでは、第Ⅲ部、最初からですが、何かお気づきの点、ありますでしょうか。

審査役からコメントがあった点で言うと、11ページの最初のところで、42番ですかね。「事業予定地あるいは被影響地域が明確であると判断される場合には」という「明確」が曖昧だということですが、どうでしょう。これももう少し明確にしたほうがいいですか。

作本審査役：

表現上は、これになるのかもしれないんですけども、具体的な案件になった場合には、どこまで行けば「明確」かというの、完全にわかりづらくなってしまっ。あとでちょっと、今年度の事例を当てはめた資料がありますから、こちらでもまた、再確認させていただきたいと思います。

原科委員長：

「事業予定地が明示されている」とか、そういう表現のほうがいいというんですか。

作本審査役：

まさに、はっきり書かれてる、というかたちの表現のほうがよろしいんじゃないか。ただ、これを今、事業担当のところまでどこまで実現できるかと、ちょっとまた違う話ですので。

高梨委員：

でも、今、原科先生が言われたように、「明示されている」のほうがいいですよ。要するに、名前が出て、地域が出ますね。「明確な場合」というのは、ちょっと僕は、判断、悩みますね。何をもって明確かと。

村山座長：

「被影響地域」は、多分、「明確」という言葉なんだと思うんですけどね。

原科委員長：

そうですね。「事業予定地」は表現する。「影響地域」は、やっぱり推定だから、「明確」でもいいんじゃないの。

作本審査役：

環境影響項目になると、もっとわかんなくなっちゃうんですね。「影響地域」ということで置き換えてありますけど。

村山座長：

例えば「事業予定地が明示されている」か……。

柳副委員長：

「明示」というのは、特定ですよ。特定されている、「ここだ」ということがわかる、ということですよ。

作本審査役：

それも、例えば、人によっては「32 平方キロを工業団地で使いたい」と言ってくるけど、敷地は、広さは決まってるけれども、その場所は特定されてないという、ありますね。どの地区を使って。いろんなかたちでのありますけど、特定……。

原科委員長：

「明示」がいいんじゃない。客観的な。

柳副委員長：

「明示」というのは、要はそれは記述されてる……。

作本審査役：

記述されてるというところが、一つの判断基準にしたほうがよろしいんじゃないかと思うんですね。

原科委員長：

特定か何表現を議論して、、、。

作本審査役：

代替案のように、複数候補で出されてる場合は、これをどっちに取るかとか、難しくなりますけどね。記述のほうが。

村山座長：

どっちがいいですか。

原科委員長：

「明記」か「明示」か。「明示」がいいんじゃない。「記」というと、書いてないといけない。

高梨委員：

「記」のほうが、はっきりしてる。

作本審査役：

「明記されている」。じゃあ、ここは「明記」ということで。

高梨委員：

「明示」というと、「被影響地域」というのが広がるんですね。

作本審査役：

基本的には、スクリーニング様式を出してもらってますから、そこにこの項目が必ずしも書かれてないんですけど、予定地が書いてないんですが、ただ、出された書類の中で、はっきり書かれてるかどうかと。私はちょっと、調査の担当者、事業者とここでやり取りを

しながら決めるというほどの時間が、この中に入らないと思うんですね。ですから、もう出された書類の中で、誤解のないように、単純に決められる、ということのためには、書かれてるという内容……。

原科委員長：

「明記」より「記載」のほうがいいのかな。「明記」というと、何か。「記載」でいいんじゃないですね。

作本審査役：

人によっては、十分な情報を提供してくれないので、スクリーニング様式の段階で。

高梨委員：

むしろ、それで心配なのは、「被影響地域」が大きいから。明記されて記載されてるけど、実際それ、ステークホルダー協議で、できるのかということ。

作本審査役：

地熱なんかも、これから出てくるんですけど、地熱の場合に、送電線の話は全く出てこないんですね、プロジェクトの中に。だけど、送電線をつくってくれる、あるいはアクセス道路をつくってくれる、そのときにもう、申請者は何も言ってこないけれども、予想されるものがあるということで、闇の部分が、はっきりしない部分が後世に残るんですね。

柳副委員長：

明らかになっている、ということですよ。

作本審査役：

明らかになっている。「客観的に」ぐらいのね。

柳副委員長：

「明らかになってる場合には」ということでしょう。だから、あんまり「明示」も、「記載も」、あんまり。前にどこかのところで「明示」という語句を入れて、「明示している場合」と入れて、「明示」がよくわかんないとか言ってたよね。「明示」というのは、明らかに示すことじゃないの、とか言ったんだけど、理解されなくてね。我々はわかるんだけど。

原科委員長：

「明示」というのは示すという意味だから、書く場合もあるし。いろんな表現。絵だっていいんですよ、「明示」は。

作本審査役：

「明記」よりは、少し緩いですよ。

村山座長：

これ、主体は実施者ですよ。それでいいですか。仮に実施者だとすると、書かないという……。

柳副委員長：

書かない場合が起こる。

作本審査役：

あるんですよ、もちろん。だけど、それを根掘り葉掘り、実際聞き出すまでの時間、ないと思うんですね。

原科委員長：

あるいは、「明らかになってる場合」でもいいかね、ラインとして。

村上課長：

これは FS の段階なんで、実施主体から、紙でそういうものを出すというのは、多分ないと思いますね。むしろヒアリングなんかで、「そういうのがあるかもしれない」ぐらいの程度ですんで、「明記」と言われてることは、ほぼないと思いますね。

原科委員長：

明らかになってれば、いいのかな。

高梨委員：

ただ、インドなんかの工業団地の例があって、実際、サイトがはっきりしたものだとかね。

村上課長：

そういうのは、たまにありますけども。

原科委員長：

それも含むからね。明らかになってる表現なら「明記」はもちろん入りますからね。

高梨委員：

僕らの業界では、やっぱり「プロジェクトサイト」という言い方が一般的なんですよね。だから「被影響地域」なんていうと、ずいぶん広まる、「プロジェクトサイト」の場合せまい。

原科委員長：
推定だからね。

作本審査役：
でも、この前に、影響項目が洗い出せというのが、我々の目的なんですけども、項目を洗い出せてないのに、地域までわかるかというのが、私の。

原科委員長：
項目がない。

村上課長：
「明記」というのは、「記」というのは、何か書かれたものが出てくる、という意味なんですか。

作本審査役：
ええ。書かれた、何か判定材料になり得るものが、読み取れた場合という、極めて消極的ですけど。

原科委員長：
書かれてなくても、明らかな場合もあるんじゃない。

柳副委員長：
表示されてなければ。

作本審査役：
ただ、初期の段階で手に入る資料って、本当に少ないですよ。スクリーニング様式と手法用の文章でも、環境に全く触れないようなものもありますし。

柳副委員長：
これはどちらかというと、事業者にとって明らかだったらね、そういうことが。そうすると、ステークホルダーを特定、想定されるものを特定してくださいという話だから。

作本審査役：

ただ、事業者もはっきり言わないですからね。わかってても言わないですからね。そういう駆け引きがあるわけですから。

高梨委員：

私の経験だと、そういう意識を持ってる人は少ないですね。役所に出す書類だからね。それが本当に特定できるかなとか、あるいは結構、広域になるんじゃないかなというのを、それを全部やんなきゃいけないんですよということを、知らないで明記する場合も結構あるんですよ。

村山座長：

サイトがはっきりしてるというのは、割と多いんですかね。

高梨委員：

そうですね。

村山座長：

今まで、それ、入ってなかったんですね。

作本審査役：

むしろ、影響地域よりも、サイトが予定されてる、あるいは代替案にかかっている場所の選定、そのぐらいのところまで行ってるものも、初期段階ではずいぶんありますよね。

原科委員長：

そういった「事業予定地が明らかになっている、あるいは被影響地域が想定できる」ぐらいで。

——：

影響と言っちゃうと、確かにね。

作本審査役：

誰がというのは、主語の、村山先生なので、どっちが判断するんだ、ということになりますんで、これ。

村山座長：

これは、あくまで調査実施者ですよ。

作本審査役：

実施者側で、少なくともこちらでも、行き違いのないようにしておかなきゃいけないんで。齟齬は皆、勝手に思うでしょうから。そこは判断していただいて。

村山座長：

出てきた報告書を判断していただいて。

作本審査役：

これは報告書が出る前の初期段階ですから、本当のスクリーニング様式ぐらいしかないと。

村山座長：

いや、ここは全体ですよ。

作本審査役：

これ、違います？

原科委員長：

「情報収集」。

作本審査役：

ただ、これ、判定に使うとなると……。

村上課長：

全体に係ってるところじゃないですか、ここ。

作本審査役：

全体に係ってるけど、この段階で今度、進捗度の議論しようという、「あなたの報告書の作り方はこうですよ」という、「進捗度が進んでるから、こうしてください」というときに、一つの柱として、事業予定地何なりが、はっきりしてるかどうか、というようなことがわかってないと、これからやろうとする人に指示できないんですよ。こういう調査、やってくださいと。だから、前にも後にも、これ、係るんじゃないかと思うんです。

村山座長：

そうです。だから、手続きの前に。

作本審査役：

手続きの前に、これが一つの、わかりやすい状態になってくれたほうがいいだろうという。これ、後出しでもって報告、調査が終わってから、これを言うわけにいかないですよ。ね。「聞いてなかったよ。調査をやって、終わっちゃいました」と言うんでは、そこを言われたら、後出しじゃんけんになりますよ。

高梨委員：

このガイドライン自体も、事前に見せればいいんでしょう、別に。実施者に。

作本審査役：

見せるというか、見てもらわなきゃ困るんですよね、ガイドラインね。

村上課長：

見せないというか……。

高梨委員：

見せないというか、見ないの、これ。

村上課長：

いやいや、一応、言葉では説明してます、説明責任。ガイドラインも。

高梨委員：

このガイドライン、見せて？

村上課長：

はい。配るのはだめなんですけども、見てください、と言ってます。

高梨委員：

一生懸命書いたら、言葉を選んでも、実際、実施者の人が見るのかなと。

村山座長：

見ていただくことを前提に。

高梨委員：

やはり、「被影響地域」というのは、大きいんじゃないですかね。

作本審査役：

広すぎるんですね。でも、項目の洗い出しをやってください、ということを頼んでも関わらず、影響地域というのは、次の段階に進んだ話ですから。

高梨委員：

それでいくと、前段だけのほうがいいような気がするんですね。もしも入れるとしたら。

村山座長：

今までは「被影響地域が明確」ということでやってたんですね。だから、ちょっとそれを外すとなると、何か、やや後退というイメージがあるんですけど。

高梨委員：

今まで守られてない人は、これから。現場感覚から言うと、サイトの予定地がはっきりした場合は、入れてくださいというふうなほうが、僕らはびったりするんですね。

村山座長：

ですから実施者のほうも、もしかするとジェットロがなかなか判断できないから、これが入っても、なかなか。

作本審査役：

実際は、これが良いポイントだったと思うんですよね、ステークホルダーの意見聴取もあり、狭まってたわけですから。良い突破口だと思ったんだけど、実は蓋を開けてよく見ると、2段目、3段目に、こういうしぼりが、、、。

村山座長：

ひとまず、「事業予定地が明らかになっている、あるいは被影響地域が明確である」と。

作本審査役：

後で。数カ所出てきますから、この表現が。また後で。

村山座長：

取りあえず、そういうかたちで、ここは収めていただいて。

その次は、(3)の配慮上の義務ですが、これの一番最後、「助言」という言葉がいいかどうか、という話がありましたね。これはただ、ほかのところで「助言」って、結構……。

作本審査役：

「助言」が多くて、「アドバイス」という言葉が、一般的に、抽象的に言われるときに、「アドバイス」という言葉を使ってるものですから……。

原科委員長：

その前の、その直前の行の「アドバイス」を……。

作本審査役：

直前の行の「アドバイス」を「助言」に改めて、この新しい文章のほうの、これを「アドバイス」で。それは広くアドバイスというふうに、むしろそのほうが、ほかの部分とも、合ってるような。

原科委員長：

そのほうがいいね。言葉が両方並んでるとね、どう違うんだ、という話になってくる。

村山座長：

じゃあ、「助言」で統一。

原科委員長：

「助言を求める」。

作本審査役：

はい。

村山座長：

それから、次の手続きのところで、「準備段階」と「実施段階」を分けるという。

作本審査役：

こういう分けって、どうでしょうね。

原科委員長：

これは、私、わかりました。立場が違う。

作本審査役：

どうですかね、これを組換えやっちゃって、「審査・採択段階」という表現を。

原科委員長：

「審査・採択」と書いちゃうと、5番がネックになってくるんですね。

村上課長：

はい。いいです。ここは問題ないと思います。

村山座長：

よろしいですか。

村上課長：

はい。

高梨委員：

多分、これ、僕らが一般に受ける「調査の準備段階」というの、どの段階か、逆にちょっと不明なんですよね。この「実施の前の段階」なら、わかるんですよね。

村上課長：

「準備段階」という言葉を……。

高梨委員：

「準備段階」だと……

原科委員長：

「実施までの段階」か。「準備段階」という表現じゃないほうがいいか。

村上課長：

はい。言葉の雰囲気としては、そうですね。

村山座長：

「調査の実施前段階」。

作本審査役：

そうですね。ちょっと後半のほうが、「調査の実施段階」という、次の言葉と、うまく並行した表現のほうがいいかと思うんですけども。「調査実施前の段階で」。ちょっと次のほうも一緒に、この(2)の、次のページ、これも合わせて、「調査実施後」でいいんでしょうかね。「調査実施後の段階」。

原科委員長：

(2) が「調査の実施段階」です。

村山座長：

これは、原案どおりの。

作本審査役：

前、後、なくて、このままで。

原科委員長：

「調査の実施前」ですね。

作本審査役：

はい。

村山座長：

(1) は、そういうことですね。

作本審査役：

はい。

原科委員長：

(2) は「調査の実施段階」ですね。「の」が入ってるね。調査の前と、「実施前」と「実施段階」。

村山座長：

「実施前の段階」。

作本審査役：

はい。

村山座長：

(1)、内容の部分はいかがでしょうか。これでいいですかね。

原科委員長：

「相応しい」というのが、気になりますね。

作本審査役：

そうですか。言葉はきれいなんですけど。

原科委員長：

12 ページのね。契約段階と、赤で線引いてあるところで。3 つ目のポツのところ。「適切な」とかね。「相応しい」という言い方がちょっと。

作本審査役：

そうですか。きれいな言葉なんですけど、用語辞典で、ネットで見たら、やっぱり意味はちょっと広いですよ。

原科委員長：

こういう場合に「相応しい」という言葉……。

作本審査役：

「適切」ということもあるし。肩並べた、合ったというか、合わせたという、そういう面もあるんで。

原科委員長：

「適切な」でいいんじゃない。「相応しい」というと、ちょっと柔らかいけどね。

柳副委員長：

「相応しい」というと、何となく文学的表現で。

村山座長：

原科先生、いいですか、「適切な」で。

原科委員長：

「適切な」のほうが、テクニカルな感じで、いいんじゃないですか。

村山座長：

じゃあ、「実施段階」に入っているんですかね。ここでは、まず 3 つ目のポチで、「必要に応じ」という言葉が。

高梨委員：

これは具体的に、どういうことを想定してるの、「必要に応じ」って。調査団が行きますよね。それと別個に、また行ってくれ、ということを目指してるんですか。

作本審査役：

そういうふうに、逆読みできますね、この文章からは。

村上課長：

いや、これ、当時は多分、この環境社会担当は、置いてくださいと、その調査団に置いてくださいと。ただ、現地に行くかどうかは、そこまでは求めてなくて、もしかしたら、外注して、その部分は、データはローカルのコンサルにやってもらったものを、東京でこの人が調査する、というのもあるだろうから、あまりそこに、現地に行ってくれということころまでは求めてませんよという、そういう思いが入ってる。

高梨委員：

つまり契約関係の甲乙関係からすると、ジェトロが求めるというのはおかしいんですよね。そういう権限、ないんですよ。だから、この文章自体がおかしいなど。

村上課長：

今や、そうですね。

高梨委員：

それよりも、前の段階のときに、環境社会配慮について、実施計画書を出してもらってるわけですよね。ですから、それを見れば、本来なら、担当の専門家が現地に行くのは、普通だと思うんですよ。だから、それで、もし行かないのであれば、それは経産省が入れるというふうに言えば、「アドバイスを求める」で。

作本審査役：

元の文章のままに、やんわりしておきますか。「調査の実施者は」主語で。今のお話。ジェトロとしては、求める立場にはない、ということの反対側でいけば。

柳副委員長：

でも、助言はできるわけでしょう。

作本審査役：

助言はできるんですね。

柳副委員長：

だから、求めることはできなくても、求めるよう助言すると。

村山座長：

これもあれですよ。熟度に応じてですよ。あるいは、影響の大きさに応じてですね。

作本審査役：

今おそらく、すべての案件について、現地調査は必ず入ってるように。もちろん、現地調査が政情不安とかということで、現場に行けないというようなことはありましたけど、基本的には担当者がいて、その第4章を書く、ということで来てますね。

村上課長：

ほとんど入ってると思いますね。

作本審査役：

入ってますよね。

村山座長：

であれば、「原則として」。

原科委員長：

「調査の実施者は、原則として行うものとする」「～ものとする」、そういうような表現。

作本審査役：

このことを「助言する」と言っちゃっていいですか、ここでは。

柳副委員長：

「現地調査を行うこととする」。

村上課長：

主語は、じゃあ「調査の実施者は」に戻して。

村山座長：

「行う」でいいんじゃないですか。

柳副委員長：

「行うものとする」。「現地調査を行うものとする」と。

村山座長：

上のポチは、でも、「行う」になってますよね。

原科委員長：

「行う」でもいいかもしれない。

作本審査役：

先ほどの高梨委員のお話のていくと、もともとのこの実施計画は、やはり METI がこれを承認してるものですよ。そうすると、ここにジェトロが、「実施者は～行うものとする」というようなことを入れていいもんですかね。侵害されたと思いませんか。

村山座長：

いや、でも、それを言い出すと、ガイドライン全体の話になりますよ。

作本審査役：

わかりました。

原科委員長：

「行うものとする」でいいよ。

作本審査役：

「行うものとする」で。わかりました。

村山座長：

それから、先ほどの改行したので、主語が明確になったという話ですが、その辺り、どうしましょう。これは、あくまで実施者、もともとは実施者？

作本審査役：

調査実施者が記述するんですよ。

原科委員長：

うん。「調査の実施者は」と入れるか。

作本審査役：

「調査の実施者は」。「は」を冒頭にまた残すかたちで。

村山座長：

これ、先ほどの記述と合わせるとすれば、「被影響地域を明確であると判断される」の前に、「事業予定地が明らかになっている」。それ、入れたほうがいいですね。

原科委員長：

そうですね。

高梨委員：

前のところに書いてあるんですね。

作本審査役：

一番頭のところに「事業予定地あるいは～」がちょっと残ってるんですが。これ、挿入してるんですけど、ごめんなさい、ちょっと離れちゃいましたけど、文章の冒頭に「事業予定地あるいは」……。

柳副委員長：

「予定地が明らかになっている、あるいは」です。

作本審査役：

「あるいは被影響地域が」です。すいません、間、ずっと消しちゃったもので、離れちゃったんですが。

村山座長：

確かに、同じ文章ですね。

原科委員長：

じゃあ、これは「事業調査の実施者は、事業予定地が明らかになっている、あるいは」ということだね。「被影響地域が明確であると判断される場合には」。

作本審査役：

そういう文章ですね。ここで「記述する」という肯定の文章で、一応、終わってるんですね。だけど、その次に出てくるのが「このために」というのが、どういうあれなのか、わからないんで。

原科委員長：

「このために、必要に応じて情報収集を行う」みたいな。

作本審査役：

「行う」ということか、あるいは「必要に応じて」、どちらかを取るか、2つのやり方、あるかと思うんですけども。

原科委員長：

「必要に応じて」、取っちゃう？

作本審査役：

「記述する」の並びでは、「行う」とか、最後の文末では、断定的なほうがよろしいですよ。ね。「記述する」と「行う」が、両方とも断定的で、間で「必要に応じて」、ちょっとリンクッション、、、

原科委員長：

「必要に応じて～行う」か。

高梨委員：

確認ですけど、この前のほうの11ページの「調査における配慮事項」のところ、②のところ、**「ステークホルダーからの情報収集等」**というところに、同じ文章を書いておりますよね。それを**「実施段階」**で再度書くというのは……。「調査実施段階」に書いてあれば、**「ステークホルダーからの情報収集等」**というのは、基本的に要らなくなる。両方に書いておく必要があるんですかね。

作本審査役：

この、いわゆる昔の文章で**「被影響地域が明確である場合」**には、より深くステークホルダーからヒアリング調査しなさいという、これがどの程度まで強い意味合いがある文章なのかは、私、よくわかりませんですね。「できれば、やりなさい」ということなのか、前半に**「記述する」**というほうが、強調があるのか。

高梨委員：

質問は、ダブルで記載する、まず必要があるのかということなんですね。

作本審査役：

そうですね。2回繰り返してますね。今度、3回ぐらい、ステークホルダーというのが出て

きますんで。

高梨委員：

ほとんど同じ文章ですね。

作本審査役：

同じような文章で。複数出てくるところのずれを気にしないといけないんで。

柳副委員長：

だから、そうだとすると、「調査の実施前の段階」に落としておいて、それから「実施段階」でもまた書いておく。両方書くか。

作本審査役：

そうですね。時間的な流れの中で、その使い分けをするというふうな。

柳副委員長：

そうでないと、まとめて書いてるやつは、全体に及ぶんだということであれば、今ご指摘のように、すべてに当てはまるので要らない、というふうにはなりますよね、「実施段階」では。

作本審査役：

今、高梨委員からご指摘ありましたけども、この 10 ページから 11 ページにかけての「調査における配慮事項」の①と②。これは、いわゆる我々が調査実施者に明確なかたちで要求している記載事項、記載というか調査事項なんですね。他の選択肢、いわゆる代替案的な調査と、もう一つがステークホルダー。この 2 つが大きな柱になってるんで、これが「幅広い項目の洗い出し」の、もう一つの縁（へり）になるんじゃないかと思われますけども。そういう意味では、この文章は、調査実施者に対する明確な要求事項、記載事項、調査事項ということで位置付けていく必要があるんじゃないかと思えます。

柳副委員長：

そうすると、「調査の実施前の段階及び調査段階において」というのは、入れておかなきゃだめですよ。そうすると、両方に及ぶんだという話で。そうすると、「調査の実施段階」では要らないと。

作本審査役：

はい。

村上課長：

実施前の段階というのは、実施計画書で、こういう「他の選択肢との比較」のところを入れるとなると、そうすると、結構難しい気がするんですけども。実際には調査段階でこういう「他の選択肢との比較」とか、「ステークホルダーからのヒアリング」とかをやるので。実施段階においてやるというところを置いておけばいいかなと思うんですが。

柳副委員長：

具体的には実施前の段階では、なかなか事業予定地自体も明らかになってないことがおおいんですか。

村上課長：

なってないです。なってる場合もありますし、そういう調査もあるんですけども、まだ調査する前なので、その段階で他の選択肢を記載するとか、ステークホルダーがどこにいて、どういう感じだとかというところまでは、なかなか書けない。

柳副委員長：

書けないけど、でも、調査にあたっては、そういうところを想定しながら、調査項目を想定するために、準備段階、実施前段階で、もう考えてくださいよ、というのがアドバイスですよ。そういうためのあれだから。

村上課長：

なるほど。プレ FS の調査なので、こういう「他の選択肢との比較検討」だとか「ステークホルダーからの情報収集」もやってくださいよというメッセージが、ここに込められているのかなと思ってまして、この 2 つをクリアするというのが、このジェトロ調査の、一つの肝というところで考えてたので。最初の実施前の段階からそこを要求されるというところは、あまり私のほうでは考えてなかったんですけどね。

高梨委員：

私の指摘は、もしダブルで書くんだということであれば、それは方針どおり。選択肢の話は、もう入ってるんですよ、この「実施段階」に。ですから、そこは繰り返してるんですね。

村山座長：

ここだけですよね。ほかの文章は……。

作本審査役：

だから、むしろこれは具体的に、この 2 つありますけども、ステークホルダー関係、他の選択肢との比較という代替案と、このステークホルダーからのヒアリング、これは必ず載せるんだとかたちでの要求事項みたいな、調査を行う場合での必須事項みたいにして、これは予備的な調査すべてに、まず当たるんだという、関わるんだというようなかたちでの列記というんですか、並べたほうがわかりやすいんじゃないかなと。それじゃないと、調査やってる人は、どこで要求されて、何を要求されてるのか、よくわからないというよな、今、実態じゃないかと思うんですね。

村山座長：

並べるとおっしゃっているのは、どこですか。(3) の……。

作本審査役：

今の 10 ページから 11 ページにかけてですね。「調査における配慮事項」という。

村山座長：

だとすると、「実施段階」の記述は、なくてもいい。

作本審査役：

ダブってますけど、むしろなくても。ただそれを判定するときに、もし利用しようとするならば、判定のとき、事業を調査する人から、聞き出さないとならないから、曖昧なまま、いわゆる年度末になって「やり取り、あったじゃないですか」と、押し問答だけはしたくないという。

原科委員長：

そしたら、11 ページで書いてあることを、「ステークホルダーからの情報収集」、これを引用するような、あるいは「これを見てくれ」となると、「実施段階」に入ってくるんじゃないの？

作本審査役：

「こっちを見てくれ」って、親を、こっちの文字を 10 から 11 ページにしておいて……。

原科委員長：

実施段階でステークホルダーに十分配慮してもらいたいと。方法に関しては、その前のをみてくださいと、そういう表現にしたほうが。

作本審査役：

親を、10 ページから 11 ページに、基本的に置いておいて、あとはそれを参照してくれと。

原科委員長：

これを配慮するのは、特に実施段階ですよというふうにしたほうがいいと思うんですよ。それから、今「必要に応じて～行う」にしましたよね、情報収集。そうすると、さっきの 11 ページの②は、「行う」に変えないといけません。「情報収集を行う」。これはきちんと残しておいて、11 ページの記述を、もう少しコンパクトにしたらどう？ ただ、ステークホルダーの、ここで書くんですよということが、わかるようにすればいいですね。

作本審査役：

定義にもこの「ステークホルダー」という言葉は出てきますから、これはもう横並びで、表現を整理して、どこ中心なのかということ、まとめる必要あるんじゃないかと思っます。

柳副委員長：

12 ページのポツの 3 は、「事業の実施者は」ですね。調査じゃなくて、「事業の実施者は、事業予定地が明らかになっている、あるいは被影響地域が明らかであると判断される場合には、前項 3 の②のステークホルダーからの情報収集等を行う」とか、全部取ってしまうとか。とすると、少し簡潔になりますね。

作本審査役：

簡潔になりますね。それから、同じ文章を繰り返さないほうがいいですね。

原科委員長：

だから、11 まで見てもらうようにして。ただ、ここでステークホルダーというのがあるんですよというのがわかればいい。

高梨委員：

選択肢のほうを前に。順番、前にしたほうが。

原科委員長：

そうね、ポイントだからね。

村山座長：

今の部分、順番、変えてよろしいですか。

作本審査役：

はい。

村山座長：

あとの部分はよろしいでしょうか。

高梨委員：

公開のほうで質問なんですけど、現在は経産省が、あれ、公表しますよね。ジェトロさんも、ライブラリーに入れてるんですか。

村上課長：

ライブラリーに入れてます。

高梨委員：

それは知らなかったね。今までの、ずっと？

村上課長：

はい。ずっと。

高梨委員：

国会図書館というのは、あれは自動的にやるんじゃないんですか。

村上課長：

いや、METI から。

高梨委員：

METI から入れてもらうの？

村上課長：

ええ。我々も METI にまず推されて、そこからもらって、置ける、置かせていただいといるという。

原科委員長：

METI から、向こうとこっち、来る？

村上課長：

はい。そういう順番です。

高梨委員：

じゃあ、ここを削除したのは、経産省から行くからということで、図書館が、国会図書館が削除したの？

村上課長：

そういうことですね。

村山座長：

昔は、送ってたんですか。

村上課長：

そうですね。昔は。これは METI に、せめて納品されてからですね。

高梨委員：

今度、制度、変わったあとは、直接の契約者は、経産省ですね。

村上課長：

はい。

高梨委員：

だけど、印刷したのをジェトロさんが納めるの？

村上課長：

すいません。それは違います。METI に納められています。

高梨委員：

実際は METI に納められてるんですね。

村上課長：

METI に納められています。

高梨委員：

その写しを、ジェトロさんがもらってるということ？

村上課長：

その部分、納められたものをいただいて、配架していると。

高梨委員：

そうですか。でも、新日本はもらってないでしょう？

村上課長：

行ってないと思いますね。行ってないですね。

高梨委員：

あんなのもらったって、困りますよね。

村山座長：

新日本は、実際にはタッチしてないですよ。内容については。

村上課長：

まあそうですね。

村山座長：

よろしいですか。

では、第Ⅲ部、だいたいこの辺りですが、全体として、よろしいでしょうか。

作本審査役：

ちょっとすいません。先ほどの高梨委員から出された意見で、ちょっと今、この場でなんですけども、10 ページに出てる 3)「調査における配慮事項」、「配慮事項」という言葉も、表現の問題も、ちょっとあるかわかんないんですが、この予備的な段階でのこの調査というのは、何と何の項目を、第 4 章というんですか、実際つくられる報告書の中に、我々は最低限埋め込んでもらいたいのかということが、もし出せれば、人によって、薄い、内容的に薄い濃いはいいいんですけども、調査項目が少なかったりとか、それを防ぐことができるんじゃないかと思うんですけども。これ、「他の選択肢との比較」と「ステークホルダー」の場合によっての深い調査と、この 2 種類ございまして、ほかには。例えば「幅広い項目の洗い出し」じゃないですが、そういうようなことを、列挙するということはできないものでしょうかね。

村上課長：

「基本的な考え方」で、もう謳ってるから、あえて要らないんじゃないですか。このラインで、一応 METI とは了解いただいでるんで。

作本審査役：

そうですね。了解取れてるんですね。

村上課長：

ええ。

作本審査役：

この2つが、実際の執筆のマニュアルには書かれてるんですよ、今。

村上課長：

はい。

村山座長：

よろしければ、2番目の議題で、巻末の扱いですね。簡単にご説明いただけますか。

作本審査役：

すいません。別添の1から3まであります。別添の1については、ちょっと私のほうで、表、エクセルの表だったと思うんですが、もうプログラムが変わっちゃって、書き込めないというか修正できないんで、14ページの下に、この表のまず気付いた修正箇所だけを、イタリックでちょっと入れてあります。14ページの一番下の4行ほどでありますけど、ここに、この表の修正したらいかかというようなところを。この話もう、かなり昔やってたものでありますけども、その当時の。

表題を、まず「参考となる」と。「想定されるリスク」に「参考となる」ということで、参考資料としての提供にすぎないという意味での、こういう表現に変えさせていただいたのと、中で軸を入れ替えたいということがあります。「開発途上国との貿易取引の拡大」という、左から見て3本目の縦の柱と、4本目の「対日投資の促進」との軸を入れ替える、という話がちょっと昔あったかと思うんですけど、これ、事務局サイドで話してたことだと思うんですが、これを、縦の軸を入れ替えるということと、あと、細かい字句の訂正では、「労働者の権利不履行」、こういう言葉、使いませんので、「権利を奪われたとき」と、ILOで言ってるのは、そういうことだろうと。あと、「評価の未実施」という言葉も、ちょっと日本語としておかしいんで、「評価の不実施」、実施してないといった「不実施」だろうと。あと、「など」を「等」に漢字でそろえると。あと、空きスペースが2カ所ぐらい、⑥、⑮に出てるんで、それを縮めるというようなことで、ちょっと気付いたんですが、もしほか

にも修正等があれば。ちょっと私、作業、この表に入力できなかったんで、こういうかたちで申し訳ありません。

高梨委員：

最初に言われた、縦軸の云々というのは、どういう意味ですか。

作本審査役：

どういふんでしたっけ、「Inbound」のほうですね。

佐々木主幹：

縦軸を入れ替えた意味ですか。

作本審査役：

ええ。

佐々木主幹：

これは、中期計画での優先順位が変更になってましたんで、それで先に持ってきた、というだけの話。順番を入れ替えた、というだけの話です。

高梨委員：

「Outbound」が、要は重視されてるから、そっちのほうを先にしてという。

佐々木主幹：

「Outbound」のほうは変更ないんですが、これ、作本さん、あれですよ。 「Inbound」のほうの順番だけですよ。

作本審査役：

「Inbound」のほうの内訳の、2本の縦の軸を、右左、入れ替えたらという。

原科委員長：

その順番が、「対日投資促進」がまず書いてあって、次に「開発途上国～」という、こういう表現。

佐々木主幹：

そうなんです。単にそれだけの話なんですけど。だから、あんまり……。

高梨委員：

あんまり誰も気付かないですね。

佐々木主幹：

ええ、気付かないです。実際はそうなんですけど。

村山座長：

じゃあ、よろしいですか、これは。

作本審査役：

ちょっとこの表、すいません、この表をこうやって掲載するときに気を付けなきゃいけないのは、この表をつくって、これ、研究論文だったらいいと思うんですが、ただ、あくまでも条約名、国際条約の名前まで出して、こういうことを取り上げてるリスクを明示してますんで、これはもう、条約自体がはっきり言ってるかどうか、ちょっと今、私も確認はしてないんですけど、若干、もしかしたら、曖昧な部分もあるかもしれないですね。先にこの表を作成した人の主観が混じってるかもしれないんで、そういうことで「参考となる」ということで、これはジェットロとして、全部、100%正しいというふうに認定したわけじゃないですよという意味で、逃げるために、この「参考となる」ということで。素材・材料にしかすぎないということで、表題を変えさせてもらってます。

高梨委員：

これ、若干、説明書きというか、あれはないんですかね。

作本審査役：

ないです。ちょっと、フォローもしてないんで。

高梨委員：

本当はこれの意味は、必ずしも調査だけでなく、貿易投資のほうでも、環境社会配慮があるんですよということで。

作本審査役：

これがないと、また、とても不便になるし。

原科委員長：

「リスクに参考」だと、リスクの判断という意味？

作本審査役：

「リスクを判断する上で」というような意味合いなんですけども。

原科委員長：

「リスクの参考」というのがね。

作本審査役：

そうですね。日本語としておかしいですね。

原科委員長：

「リスクの判断」。

作本審査役：

「リスクの判断に参考となる」。はい。

原科委員長：

「リスクに参考」というと。

作本審査役：

すいません。どうも、申し訳ありません。

村山座長：

よろしいですか。では、別紙の2のほうですが。

作本審査役：

別紙の2のほうと3のほうについては、ちょっとまだ、中では検討してないのが、現状なんですけど、ただここで、はっきり事業が入れ替わっちゃってる部分がありますから。

村山座長：

「申請書」という言葉は、これでいいんですか。

作本審査役：

それで、この「申請書」の提出先が変わったんですね、契約変更に伴って。ですから、ちょっと、私どもというか、佐々木さんと話した中で、別紙2自体が要らないんじゃないかと。申請書の宛先が、もうジェトロじゃなくなってるということで、そういうことで、ちょっと内容に入る前に、この文章自体はもう削除していいんじゃないかということ、ち

よっと話しました。ただ、それ、ちょっと、現場と当たってないんで。

高梨委員：

じゃあ一応、確認してもらって。もうこれは必要なくなるんじゃないかと思うんですね。

作本審査役：

はい。この申請書を出す相手は、うちじゃないんですね、もうね。

高梨委員：

又請けになってるので。逆に実施者が混乱する。

作本審査役：

混乱するんですよ。これで指示すると。

村山座長：

それ、検討していただいて、また次回。

作本審査役：

わかりました。

村山座長：

別紙の 3 はどうでしょうか。

作本審査役：

別紙 3 については、もう書き方というか記述要領ということで、いわゆる作成の仕方になってます。先ほど文中にもありましたけど、ここでもう一回、確認してるとのことかと思えます。そのうちの一番目の「地球環境対応」と。昔の予算減少の分は、もうそっくり削除ということで。

下のほうの内容的には、まだ事務局も検討しておりませんが、後半のほうは……。ごめんなさい、後半というよりも、もっとどこまで……。石油関係の裏ページのところは、やっていませんね。今度は新しいエネルギーと中間層。そういう予算名称で変わってますけど、それまで入れて書き込むのか、あるいは全般的に書き込むのかという、そこが私どもでもちょっとわからないんで。

高梨委員：

この石油資源というのは、まだあるんですか。

村上課長：
ないです。

高梨委員：
エネルギー云々のほうは、どうなってるんですか。

村上課長：
今回は石特の予算を資金課が使ってやってる、というかたちになってますね。

高梨委員：
結局、財源が変わっただけ？

村上課長：
財源、変わっただけですね。

高梨委員：
ジェットロさんとの契約書の関係は、従来どおり？

村上課長：
同じです、これまでと。

村山座長：
17 ページの下のほうに、JICA、JBIC の情報を参考にすると書いてありますが、JBIC は……。

作本審査役：
株式会社になったんですって。14 ページですよ。

村山座長：
17 ページです。

作本審査役：
ごめんなさい。この間もここで議論あったんですが、JBIC はもう株式会社化してるんで、同じように扱う。ただ、JICA だけですと、ODA ですね、借款で。民活の事業がここに入って、民間企業への融資ということになると、JBIC を参照する人もいるのかなという、私

はちょっとその先は、考えてないんですけど。

村上課長：

いるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

作本審査役：

案件によっては JBIC に行くものがあるわけですね、ここから。METI から来る委託の中には、JICA に行くものも JBIC に行くものの、あるいは全く企業独自でやるものも、いろんなものが混ざってくるということが考えられます。

村山座長：

これは、元のガイドラインは、旧 JBIC の話ですよ。

作本審査役：

そうですね。旧 JBIC の話ですね。

村山座長：

新しい今の JBIC のガイドライン、参照するところ、ある？

村上課長：

いや、ちょっとわかんないですけど、JBIC の資金を想定してるプロジェクトの場合は、おそらくそういう方もいらっしゃる。

高梨委員：

でも、それはジェトロさんとは関係ないですね。

村上課長：

この調査において、そういう想定されてる場合は、そちらも METI でやるという。

高梨委員：

そうすると、大きなジェトロさんの活動の中では、JBIC 支援みたいなのがあるから。民間企業支援ということなんです。だとすると、大きすぎるような気がするんですね。

村上課長：

これは、でも、この調査の案件形成調査の中で言ってるので、「この調査において」とい

うことで、縛られてると思うんですけど。

高梨委員：
検討していただいて。

村山座長：
そうですね。そこも含めて検討していただいて、ご提案いただけますか。

作本審査役：
はい。

佐々木主幹：
これ、ちょっと確認なんですけど、METI との報告書マニュアルとの関係、別紙 3 のほうですけども。これ、向こうにもし載ってるのであれば、ここに載せる必要あるかなというのが、ちょっと思ったんですけど。

高梨委員：
それも含めて検討してもらおうということにして。

村上課長：
これ、どこかでつながってるんじゃないですか。もともと METI の報告書作成基準は、これが元になってると。

佐々木主幹：
今は、向こうに書かれてるわけですね。向こうに書かれてるというか。

村上課長：
そうですね。

佐々木主幹：
だから、もう一回ここで抜けるあれがあるかどうかですよ。

高梨委員：
だから、それを検討してもらって、次回、報告していただければいいと思います。

村上課長：

はい、わかりました。

原科委員長：

それから、「JICA 及び JBIC」、「及び」という表現でいいのかな。「ないし」は、わかるんですが、「及び」というと、両方見ないといけない。JICA の適切な JICA で、どちらかでしよう。

作本審査役：

「／または」。

原科委員長：

「及び」はあんまりないんじゃないかな。どちらかじゃないの？

作本審査役：

両方ということは、ないですね。「または」ですね。目的が分かれていますから。

原科委員長：

円借款なら JICA とか、公債企業は JBIC。そういうことでしょう。

作本審査役：

ただ、ちょっと村上さん、なかなか相手の役所のあることですから難しいと思うんですけど、これを削除というか全くなしちゃうと、今度は METI のほうに、こういう手続き、手順で行ってもらいたいという、こちらのよすがというか材料がなくなっちゃうんじゃないですかね。この間、ちょっとおっしゃってた。かたちだけでも残しておくことによって、「ジェットロはこれでやらせていただきたい」ということを言えるというようなことを、ちょっと聞いたことがありますけど。

村上課長：

またそれは後で検討しましょう。

村山座長：

よろしいですか。それでは、別紙については、この辺りにさせていただいて。あと、次のやつですね。案件調査進捗度についてですが、これについてはどうしましょうか。

*本件については次回以降改めて議事として扱うことで合意

柳副委員長：

すいません。別紙 3 で、さっき JICA と JBIC のガイドラインの話がありましたけど、あれは 2002 年のころで、今は新 JICA の、新 JBIC のガイドラインに変わってるので、2009 年と 2010 年、変わりましたよね。JBIC は 2009 年だし、JICA は 2010 年だから、そこはちょっとわかるように。新しいほうのやつガイドラインで、という話ですよ。

高梨委員：

ただ、ここは削除になったら、全面的になくなっちゃうんですよ。

村上課長：

そういうことになっちゃいますけど、それを含めて、ちょっと検討します。

村山座長：

別紙 3 は、でも、残りますよね。

村上課長：

そのほうがいいかなという気はしますけど。

原科委員長：

3 は残して、2 は削除。

村山座長：

ほか、いかがでしょうか。

作本審査役：

私、ちょっと気になるんですけど、残したほうが METI の説得には役立つという当面の意味はあるんですが、逆に結果として、この 2 つのものが出回ると。さあ、どっち。同じ文書であってほしいんですよ。こちらのほうについて METI が認可してくれないんならば、だったらいっそのこと、執筆マニュアル、本来のもの一つだけで、それをやってくれたほうが。似たような文書でもって表現の字句が若干違うようなものは、2 つ、3 つ、2 つ出回ると、これは僕は良くないんじゃないかと思うんで。だから、METI の CC で入れられないんだったらばということだったら、しょうがないんですけど。それでなければ、できるだけ一本化していくほうがいいのかと思うんですけどね。

高梨委員：

今言われたのは、別紙 3 を残す前？ 残すとすると、経産省とかぶるんじゃないかという

こと？

作本審査役：

残しても。そういうことです。

村山座長：

そこは調整していただくしかないと。

作本審査役：

はい。わかりました。

柳副委員長：

だから一つは、この 1 と 2 のそれぞれの調査事業のところの、要は「石油資源開発等支援事業」とか、II です。I が、「地球環境適応型」というやつは、取っちゃって、頭のところを取っちゃって、「プロジェクトの背景・必要性」とか、「環境配慮の検討」とか。それは、あってもいいんじゃないですか。どういった事業でも 4 つの考え方ということで、この事業のときはこうだ、この事業のときはこうだ、というようなかたちにしないで、「プロジェクト背景の必要性と環境社会配慮の側面の検討」ということで、こういうものを検討してくださいというところだけ残すと。

作本審査役：

そういうかたちだと、ありがたいと思うんですが、ただ、本当に別紙 1、2、3 で元の注の付いた部分というのは……。

高梨委員：

経産省の記述要領をコピーしておけばいいんですよ、今度行ったとき。それと、おそらく僕はオーバーラップしてるから。

柳副委員長：

経産省のほうは、もうここをコピーしてあると思うんだよね。コピーしてるんですよ、ここを。

村山座長：

こちらは改訂して、改訂したあとに、こちらがコピーして渡す？

作本審査役：

やめてしまうと、今度、将来、報告書を改善するための機会さえなくなっちゃうことにもなりますんで。

村山座長：

だから、基本は別紙 3 を残す方向ですよ。

原科委員長：

コピーしてもらおうと。

村山座長：

よろしいでしょうか。それで、次回の話でよろしいですかね。

先ほど第Ⅲ部、整理をいただいたので、再度出していただくのと、別紙の話と、第Ⅰ部も、定義のちょっと辺り、まだ議論詰めてないんで、もう一回。

佐々木主幹：

もう一回初めから、読み直し。読み直しというと、言い方、変ですけど、スタートですね。

村山座長：

先ほどの、先ほどのというとあれですけども、熟度の話ですね。

いつぐらいにやりましょう。

*日程調整。次回は 10 月 4 日（金）16 時から開催ということで仮決定。

村山座長：

では、よろしいでしょうか。ありがとうございました。////////////////////<終了>////////////////////